

大規模集合住宅における廃棄物保管場所等の管理に関する指導要綱

平成 15 年 1 月 1 日付目環ご第 239 号

平成 18 年 9 月 8 日付目環ご第 175 号

改正 令和 5 年 6 月 2 日付目環り第 436 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例第 51 条に規定する大規模建築物に設置が義務づけられている廃棄物保管場所及び集積所（以下「廃棄物保管場所等」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、廃棄物及び資源物の収集作業を円滑に実施し、清潔で住みよい生活環境の保持を図るとともに、廃棄物の減量及び資源の再利用を促進することを目的とする。

(対象とする建築物)

第 2 条 この要綱において対象とする建築物は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 11 年 12 月目黒区条例第 30 号）第 51 条に規定する大規模建築物のうち、共同住宅、寮、寄宿舍、長屋及びこれらに類する用途の建築物（以下「大規模集合住宅」という。）とする。

(集合住宅廃棄物等管理責任者)

第 3 条 大規模集合住宅を建設しようとする者（以下「建築主」という）は、廃棄物保管場所等の管理責任者（以下「集合住宅廃棄物等管理責任者」という。）を選任し、集合住宅廃棄物等管理責任者選任・変更届（別記第 1 号様式）により、清掃事務所に届け出るものとする。

2 前項で選任した集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物保管場所等を適正に管理し、常に廃棄物保管場所等の美化と清潔を保つように心掛けるものとする。

3 集合住宅廃棄物等管理責任者は入居者に対し、集積所の場所、廃棄物や資源物の正しい分け方・出し方、収集曜日、時間、ごみ出しマナー等を遵守するよう周知するものとする。

4 建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、集合住宅廃棄物等管理責任者が変更したときは、速やかに集合住宅廃棄物等管理責任者選任・変更届（別記第 1 号様式）により、清掃事務所に届け出るものとする。

5 第 1 項及び前項に規定する集合住宅廃棄物保管場所等の管理責任者選任・変更届については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算組織と申請等をする者の使用に係る電子計算組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

(廃棄物排出開始届の届出)

第 4 条 建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物及び資源物の排出を開始するおおむね 2 週間前までに、廃棄物排出開始届（別記第 2 号様式）により、廃棄物の排出開始時期を清掃事務所長あて届け出るものとする。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。